

株 主 各 位

# 第11期定時株主総会招集ご通知 インターネット開示事項

個別注記表

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

ピクスタ株式会社

第11期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://pixta.co.jp>) に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 4年～6年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

商標権 10年

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）

### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,142千円

(2) 関係会社に対する短期金銭債務 1,181千円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

販売費及び一般管理費 25,404千円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	90,012	2,140,028	—	2,230,040
A種優先株式	8,830	—	8,830	—
合計	98,842	2,140,028	8,830	2,230,040

- (注) 1. 当社は、平成27年6月12日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。
2. 普通株式の増加は、A種優先株式の普通株式への転換による増加が8,830株、株式分割による増加が1,906,118株、公募増資による増加が180,000株、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加が45,080株であります。
3. A種優先株式の発行済株式総数の減少は、平成27年5月15日付で当社定款に基づきA種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付したことによるものであります。また、同日開催の取締役会決議に基づき、同日付で自己株式として保有するA種優先株式をすべて消却いたしました。

- (2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

25,600株

#### 5. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を自己資金で賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

###### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内に決済または納付期限が到来するものであります。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

###### i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ii)市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建債権債務に係る為替変動リスクについて通貨別に区分し、継続的に把握しております。

iii)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しています。

iv)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	671,916	671,916	—
(2) 売掛金	197,848		
貸倒引当金 (※)	△388		
	197,459	197,459	—
資産計	869,376	869,376	—
(3) 買掛金	227,947	227,947	—
負債計	227,947	227,947	—

(※) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(3) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成27年12月31日)
関係会社株式	8,087

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,010千円
販売促進費	216千円
貸倒引当金	97千円
一括償却資産	721千円
減価償却超過額	2,363千円
繰越欠損金	11,884千円
繰延税金資産小計	16,294千円
評価性引当金額	△16,294千円
繰延税金資産合計	—

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 250円36銭  
 (2) 1株当たりの当期純利益 53円75銭

(注) 当社は、平成27年6月12日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。

8. 重要な後発事象に関する注記

新株予約権（有償ストック・オプション）の発行

当社は平成28年2月12日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、以下のとおり新株予約権（有償ストック・オプション）を発行することを決議いたしました。

新株予約権の数	278個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 27,800株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の発行価額	新株予約権1個当たり 1,500円 （新株予約権の目的である株式1株当たり 15円）
新株予約権の行使価額	新株予約権1個当たり 167,500円 （新株予約権の目的である株式1株当たり 1,675円）
新株予約権の行使期間	平成29年4月1日から平成34年3月1日まで （ただし、下記の「新株予約権の行使条件」を満たしている場合に限る。）
新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価額のうち資本金に組み入れる額（円）	1株当たり 837.5円
新株予約権の行使条件	（注）
新株予約権の払込期日	平成28年3月2日
新株予約権の割当日	平成28年3月2日
新株予約権の割当対象者	当社取締役及び当社従業員 計21名

（注）本新株予約権の主要な行使条件は以下のとおりです。

1. 本新株予約権者は、平成28年12月期から平成30年12月期までのいずれかの期におけるのれん償却前営業利益（営業利益にのれん償却額を加算した額をいい、以下同様とする。）が下記（a）乃至（b）に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記（a）乃至（b）に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。
  - （a）のれん償却前営業利益の合計額が  
300万円を超過した場合： 行使可能割合：50%
  - （b）のれん償却前営業利益の合計額が  
500万円を超過した場合： 行使可能割合：100%

本項におけるのれん償却前営業利益については、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益及び連結キャッシュ・フロー計算書におけるのれん償却額（連結財務諸表を作成していない場合、それぞれの損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。）を用いるものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益及びのれん償却額の概念に重要な変更があった場合、当社取締役会決議に基づき、別途参照すべき適正な指標及び数値を定めるものとする。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。